

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	宮崎	勝 (公明)	馬場	成志 (自民)	西田	実仁 (公明)
理事	井上	義行 (自民)	藤川	政人 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	岩本	剛人 (自民)	松下	新平 (自民)	高木	かおり (維新)
理事	藤井	一博 (自民)	山田	太郎 (自民)	芳賀	道也 (民主)
理事	野田	国義 (立憲)	山本	順三 (自民)	伊藤	岳 (共産)
理事	山本	博司 (公明)	小沢	雅仁 (立憲)	齊藤	健一郎 (N党)
	阿達	雅志 (自民)	岸	真紀子 (立憲)	浜田	聡 (N党)
	中西	祐介 (自民)	古賀	千景 (立憲)		
	長谷川	英晴 (自民)	吉川	沙織 (立憲)		(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会において、本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案4件、衆議院提出法律案2件（いずれも総務委員長提出）及び承認案件1件の合計7件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願3種類17件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、地方税関係通知により通知した事項について地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税共同機構を経由した提供を可能とする制度の創設等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、令和7年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるための地方債の特例の期限を延長し、あわせて、情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起すことができることとする等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、令和7年度の償還額を2,056億円減額し、令和34年度までに償還することとする修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、103万円の壁の引上げに向けた考え方と地方の減収への対応策、臨時財政対策債の取扱いを含む地方財政健全化に向けた取組、自然災害に対応した特別交付税の算定の在り方、インフラの老朽化対策の進め方等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、特定地域づくり事業協同組合の健全な発展を図り、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、関係市町村等に労働者派遣事業を利用させる場合における員外利用制限の緩和を行うとともに、内閣府の所掌事務の特例の期限を延長しようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、特定地域づくり事業協同組合制度の実施状況と雇用上の課題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展等に対応した規制の合理化を図るため、特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の創設、無線局の免許状等及び基幹放送事業者の認定証のデジタル化、電波利用料制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、価額競争の導入経緯と具体的制度設計、無線局の免許状等のデジタル化に向けた取組、放送事業者が中継局を廃止する際の受信者保護等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供及び電気通信事業者間の適正な競争関係を確保しつつ、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の経営の自由度の向上等を図るため、基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の地域電気通信業務の範囲を見直す等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、今後のNTTグループの在り方、将来にわたってのユニバーサルサービス確保の見通し、本法律案が公正競争に与える影響、通信事業者に対する外資規制の考え方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲を拡大するほか、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して両罰規定を設ける等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、特定行政書士の実績や活動実態、行政書士の業務の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK令和7年度予算）は、収支予算では一般勘定事業収支において、収入が6,034億円、支出が6,434億円で、400億円の収支不足であり、不足額は、還元目的積立金の一部をもって補填することとし、事業計画では、放送でもインターネットでも、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、健全な民主主義の発達に資するという、協会の使命を果たしていくとして、業務改革を進め、コンテンツの質と量の確保等に取り組むとしている。

委員会においては、暫定予算実施による影響、受信料制度の在り方と収支均衡に向けた取組、国際放送の改善・充実策、協会の職員の処遇と働き方改革、インターネットサービスの取組方針等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月11日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣から所信を聴取し、令和7年度総務省関係予算に関する件について阿達総務副大臣から説明を聴取した。

3月13日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について、地方創生2.0に向けた総務省の取組、大船渡市における林野火災の被災自治体に対する財政支援と消防力強化の必要性、能登半島地震を踏まえた被災市区町村に対する応急対策職員派遣制度の課題と改善策、特別行政相談活動を充実させる必要性についての総務大臣の認識、上下水道の老朽化対策として地方公共団体に対し持続的な財源保障を確保する必要性、マイナンバーカードを活用した今後の政策展開に対する総務大臣の所見、林野火災に対する夜間や空中からの消火活動を含む消火能力向上に向けた取組、マイナ保険証への一元化方針に関する関係大臣間の協議・確認についての総務大臣の認識、放送事業者による政治的な偏向報道が疑われた過去の事案に対する総務大臣の見解等の質疑を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱を受けた、令和7年度総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、行政改革や地域活性化等における地方の努力を反映した地方交付税算定の在り方、公立病院の厳しい経営状況に対する認識と対応、情報通信基盤の整備に向けた総務大臣の決意、公的統計における調査項目の変更について国民に分かりやすく説明する必要性、各種行政手続における申告書類等の控えへの収受日付印を廃止することの妥当性、会計年度任用職員の給与改定について全ての地方公共団体において遡及改定を行う必要性、昨今の放送における報道の正確性や信頼性等について総務大臣の所見等の質疑を行った。

また、令和7年度地方財政計画に関する件について村上総務大臣から概要説明を聴取した後、富樫総務副大臣から補足説明を聴取した。

3月31日、自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議を行った。

5月27日、今治等の大規模林野火災発生を受けての総括についての総務大臣の所見、防災行政無線の整備率の推移と災害情報伝達手段の在り方、防災ヘリコプターによる救助費用の有料化の要望に対する警察庁及び消防庁の受け止め、国勢調査におけるマイナンバー制度利用の是非と地方公共団体の担当者への意見聴取の必要性、観光施策の財源確保としての宿泊税の在り方と法定税化についての総務省の見解、行政相談委員の担い手不足の解消に向けた取組、地方公共団体の標準準拠システムへの移行に要する経費を全額国費で負担する必要性、1歳児の保育士の配置基準の改定に向けたこども家庭庁の取組、受信料の免除制度と公平負担との整合性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○令和7年3月11日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣から所信を聴いた。
- 令和7年度総務省関係予算に関する件について阿達総務副大臣から説明を聴いた。

○令和7年3月13日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について村上総務大臣、穂坂デジタル副大臣、古川国土交通副大臣、野中文部科学副大臣、富樫総務副大臣、金城文部科学大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、古川総務大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、岸真紀子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、山本博司君（公明）、西田実仁君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

○令和7年3月24日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和7年度一般会計予算（衆議院送付）

令和7年度特別会計予算（衆議院送付）

令和7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会を除く））について村上総務大臣、阿達総務副大臣、古川総務大臣政務官、神田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、野田国義君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 令和7年度地方財政計画に関する件について村上総務大臣から概要説明を聴いた後、富樫総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について村上総務大臣から趣旨説明を、地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員島尻安伊子君から説明を聴いた後、村上総務大臣、仁木厚生労働副大臣、国定国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸真紀子君（立憲）、古賀千景君（立憲）、石井苗子君（維新）、高木かおり君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）

○令和7年3月25日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について村上総務大臣、富樫総務副大臣、古川総務大臣政務官、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、山本博司君（公明）、浜田聡君（N党）

○令和7年3月31日（月）（第5回）

- 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、N党

（閣法第3号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新

反対会派 民主、共産、N党

- 自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理塩崎彰久君、同加藤竜祥君及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（衆第17号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主

反対会派 共産、N党

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月1日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君から説明を聴き、同大臣、政府参考人、参議院事務局当局、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長稲葉延雄君、同協会専務理事小池英夫君、同協会専務理事山名啓雄君、同協会理事・技師長寺田健二君、同協会理事中嶋太一君、同協会経営委員会委員長古賀信行君及び同協会理事安保華子君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

岩本剛人君（自民）、井上義行君（自民）、吉川沙織君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、山本博司君（公明）、西田実仁君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）

（閣承認第1号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 N党

なお、附帯決議を行った。

○令和7年4月15日（火）（第7回）

○理事の補欠選任を行った。

○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年4月17日（木）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について村上総務大臣、阿達総務副大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤井一博君（自民）、野田国義君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、西田実仁君（公明）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（閣法第19号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、N党

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和7年5月13日（火）（第9回）

○理事の補欠選任を行った。

○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○令和7年5月13日（火）

内閣委員会、総務委員会、外交防衛委員会連合審査会（第1回）

（内閣委員会を参照）

○令和7年5月15日（木）（第10回）

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について村上総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和7年5月20日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について村上総務大臣、阿達総務副大臣、川崎総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

井上義行君（自民）、吉川沙織君（立憲）、山本博司君（公明）、高木かおり君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（閣法第54号）

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、N党

反対会派 維新、共産

○令和7年5月27日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 緊急消防援助隊の運用に関する件、防災行政無線の整備に関する件、山岳遭難救助費用の在り方に関する件、国勢調査の実施に関する件、地方における観光振興施策に関する件、放送事業者のハラスメント問題に関する件、地方公共団体情報システム標準化の進め方に関する件、保育士の確保に向けた取組に関する件、受信料制度の在り方に関する件等について村上総務大臣、富樫総務副大臣、辻内閣府副大臣、長谷川総務大臣政務官、川崎総務大臣政務官、今井内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会会長稲葉延雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山本順三君（自民）、吉川沙織君（立憲）、小沢雅仁君（立憲）、岸真紀子君（立憲）、山本博司君（公明）、石井苗子君（維新）、芳賀道也君（民主）、伊藤岳君（共産）、齊藤健一郎君（N党）

○令和7年6月5日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第36号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理上野賢一郎君、同長谷川淳二君、同田所嘉徳君、同奥野総一郎君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

伊藤岳君（共産）、浜田聡君（N党）

（衆第36号）

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産、N党

反対会派 なし

○令和7年6月20日（金）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第129号外16件を審査した。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築等に関する決議—

地方公共団体が人口減少の下で疲弊する地域経済の現状を克服し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造するために、政府は、自立した安定的な財政運営が可能となる地方税財政システムの確立を始め、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額については、前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、予見可能性を持って安定的に確保するとともに、社会保障関係費その他の拡大する財政需要を正確に見積もり、実態に合わせた拡充を図ること。併せて、各地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の施策を円滑に実施できるよう、地方単独事業の財源の充実を図ること。
- 二、会計年度任用職員を含む地方公務員の人件費については、民間給与の上昇等の動向を踏まえ、その増加に要する財源を確実に措置するとともに、会計年度任用職員の給与改定の遡及等が確実に行われるよう徹底すること。また、会計年度任用職員制度の導入の趣旨を十分に踏まえ、地方公共団体において適正な任用・勤務条件等が図られるよう、実態を把握しつつ適切な助言を行うこと。さらに、専門人材を始め、地方公共団体における人員確保が困難となっている状況を踏まえ、地方公務員の人員確保や専門性向上のために必要な財政措置その他の支援に万全を期すこと。
- 三、地方交付税の役割は、全ての地方公共団体が自立した安定的な財政運営を行うための財源調整機能と財源保障機能を果たすことである。この機能をより充実させるために、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げ等の制度の抜本的な見直しを含め、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能かつ安定的な制度実現に向け検討を進めること。
- 四、地域に必要な行政サービスの安定的な供給により住民生活の安心・安全を確保するため、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い地方公共団体に配慮するなど、地域の実情を十分に踏まえること。また、特別交付税については、算定方法の客観化及び明確化の取組を一層推進するとともに、自然災害への対応、地域交通や地域医療の確保等の財政需要を的確に反映させるなど財源保障機能を強化すること。
- 五、地方交付税の原資となる税収の見積りに当たっては、特に減額による混乱を回避するため、正確を期すよう、万全の努力を払うこと。また、税収の見込額が減額される場合においては、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において十分な補填措置を講ずること。
- 六、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立し、安定的で充実した財源を確保できる地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等については、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に対処すること。とりわけ固定資産税は、市町村の基幹税目であることを踏まえ、納税者の税負担にも配慮しつつ安定的税収の確保に努めること。
- 七、いわゆる「103万円の壁」の更なる引上げによる恒久的な減税を行う場合には、地方公共団体の財政運営に影響が生じないよう、国の責任において恒久財源を適切に確保すること。
- 八、軽油引取税の「当分の間税率」については、自動車関係諸税全体の見直しの議論と併せて検討を行い、地方公共団体の財政に悪影響を及ぼさないよう、恒久的な財源を確保すること。
- 九、ふるさと納税制度に関しては、応益性や負担分任性など地方税の性格に配慮し、制度の趣旨に沿っ

た適切な運用に向けた取組を進めること。また、寄附の募集や返礼品等に係る情報を掲載するポータルサイトの運営事業者に対して地方公共団体が支払う手数料等の募集に要する費用が増加していることに鑑み、制度の趣旨をゆがめる不適切な運用などがないか調査すること。

十、企業版ふるさと納税については、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案が発生したことを踏まえ、制度の趣旨に沿った運用がなされているか調査し、必要に応じて更なる見直しを検討すること。

十一、地方公共団体の債務残高が巨額に上っていることを踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、万全の財源措置を講ずること。また、昨今の金利上昇の影響にも留意しつつ、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制や交付税特別会計借入金の着実な縮減に努め、地方財政の健全化を進めること。

十二、地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

十三、公立病院については、物価高騰や人件費の増加等によって経営状況が著しく悪化していることを踏まえ、引き続き、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、十分な財政措置を講ずること。

十四、物価高騰に伴う地方公共団体の行政経費の増加については、各団体の財政運営に与える影響を的確に把握し、必要がある場合には、迅速かつ適切に追加的な財政措置を講ずること。また、指定管理者や委託事業者が物価高騰に対応し、安定的な業務運営を行うため、指定管理料や契約金額の見直し等が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

十五、地方公共団体が維持管理する施設・インフラについては、今後とも老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれることを踏まえ、点検・調査、修繕、更新・老朽化対策に要する経費に関し、確実かつ安定的に財源を確保すること。

十六、地方公共団体情報システムの標準化については、標準準拠システムへの移行が完了するまでに要する経費を全額国費で支援するとともに、移行完了後の運用経費等についても、地方公共団体への見積精査支援等を行うほか、その増加分を含め適切な財政措置を講じ、地方公共団体の運用経費等の負担を極力抑制すること。また、地方公共団体のデジタル人材が不足している現状に鑑み、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成が計画的に行われるよう必要な財政措置その他の支援を行うこと。

十七、東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の着実な実施を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、令和6年能登半島地震を始め、近年、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、予防保全の視点も含めた防災・減災の推進及び被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。

右決議する。